

第四期東京都障害者施策推進協議会・最終提言の概要

はじめに（１～２ページ）

本協議会は、今後、都が策定する障害者基本法に基づく東京都障害者計画と、障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画の策定に向けた施策提言をとりまとめた。

第1章 東京都の障害者施策の基本理念と目標（３～10ページ）

1 すべての都民がともに暮らす地域社会の実現（３～５ページ）

コミュニケーションや移動の円滑化の施策推進により障害をもつ人ともたない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害をもっている、何らかの支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解することが重要

2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現（５～６ページ）

障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるサービス基盤を整備するとともに、重度・重症の障害児者であっても地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を構築。「どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らせる社会を実現

3 障害者が当たり前で働ける社会の実現（７～９ページ）

福祉施設における就労支援の取組と多様な社会参加の機会の充実を図るとともに、一般就労を希望する者の自己実現を支援することにより、「障害者が当たり前で働ける社会を実現」

4 施策の理念・目標を実現するための視点（10ページ）

第2章 東京都における障害保健福祉施策の基本的方向（11～18ページ）

1 障害者自立支援法が目指す改革の方向性と課題（11～13ページ）

自立支援法の改革の方向性は、東京都が全国に先駆けて実施してきた、利用者本位の新しい福祉を目指す福祉改革の考え方や施策の取組と合致するものであり、都は、区市町村と連携を図りながら、更に改革を推進していくことが必要

持続可能なサービス利用制度とするため、利用者負担の仕組みが導入され、低所得者向けの負担軽減策が採られたが、国の役割である所得保障が不可欠であり、年金・手当制度を一層充実するよう、東京都は、国に対して積極的に提案していくべき

法の施行後も、国がその実施状況等を検証して、必要な見直しを行うなど、継続して制度の充実・強化を図るよう、東京都は、国に対して積極的に提案していくべき

2 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備（13～16 ページ）

【3障害、重度・重症な障害児者への支援体制の整備】（13 ページ）

自立支援法により、障害の種別にかかわらず、サービスの提供主体を区市町村に一元化することとなり、区市町村による総合的な福祉サービス提供体制の整備が急務

都は、平成18年度を初年度とする「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を策定し、区市町村におけるグループホーム、通所施設、ショートステイなどのサービス基盤の整備を、引き続き積極的に支援することが必要

【地域における日常生活・社会生活を支えるサポート体制の整備】（15 ページ）

自立支援法で、市町村地域生活支援事業として、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等事業、移動支援、地域活動支援センター事業が必須事業とされたが、区市町村はこれらの事業を確実に実施できるようサポート体制を計画的に整備すべき

都は、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材育成の支援、発達障害者や高次脳機能障害者などの相談支援体制整備に取り組むことが必要

3 一般就労の機会の拡大と就労・生活支援の充実（16～18 ページ）

【区市町村における就労・生活支援システムの拡充】（16 ページ）

都が推進してきた区市町村障害者就労支援事業により、平成17年度中に企業等に就職した障害者は、前年度の572名を大幅に上回る717名に

都は、3か年プランによる20か所増（20年度末49か所）の目標達成に向けて、未実施の区市町村に積極的に働きかけることが必要

【福祉施設における就労から一般就労への移行の促進】（17 ページ）

自立支援法は、就労移行支援事業を創設し、福祉施設から一般就労への移行を推進

都は、一般就労への移行を促進するために職場実習の仕組みを開発し、地域の就労支援機関が活用できるようにしていくことが大切

福祉施設が企業内通所授産事業等を活用できるよう、3か年プランによる26か所増（20年度末33か所）の目標達成に向け、事業者に積極的に働きかけることが必要

【精神障害者の就労支援の強化】（18 ページ）

区市町村障害者就労支援事業では、地域内の精神障害者地域生活支援センターや通所授産施設・共同作業所等、精神障害者の就労支援と生活支援のノウハウを蓄積している関係機関と協働しながら、支援の充実・強化に努めていくことが必要

都立の総合精神保健福祉センターが実施する就労・復職・定着を主眼としたデイケア事業の支援ノウハウを企業等や就労支援機関に情報提供することが必要

第3章 地域における障害者の自立を支援する障害保健福祉施策の展開（19～46ページ）

1 区市町村における総合的な地域生活支援体制整備の推進（19～39ページ）

(1) 地域居住の場の整備と地域生活移行支援（19～26ページ）

いわゆる「社会的入院」や長期の施設入所の解消と成年期における親からの独立を促進するため、グループホーム等の地域居住の場の整備に積極的に取り組むとともに、安心して地域生活に移行できる支援の仕組みづくり推進することが必要

ア 新たな3か年プランに基づく「地域居住の場の整備」（20ページ）

これまでのグループホームの利用定員は4人から7人と比較的小規模な事業であったが、自立支援法では、一定の範囲に所在する住居全体を一体的に運営する事業形態を認め、その標準的な事業規模を30人とした。夜間支援体制の確保などのため、標準的な事業規模への移行が可能な事業者については、移行を促すことが必要

一方、1法人1ホームといった小規模な事業者についても、宿直員や夜勤職員などの夜間支援体制の確保など、都は独自の支援策を講じる必要がある

ケアホーム（共同生活介護）では重度障害者への配慮措置を盛り込んでいるが、比較的軽度の利用者が想定されているため、より重度の障害者や重複障害者も利用が可能となるよう、都は重度障害者向けグループホームの整備に取り組むことが必要

公営住宅への設置・運営が認められている知的障害者と精神障害者のグループホームについては、都営住宅、区市町村営住宅の活用の拡大に向け施策連携を検討

都は、グループホームの世話人の資質向上に取り組む事業者に対して、専門的・技術的支援を提供することが重要

イ 地域生活移行支援（23ページ）

【グループホーム等への移行支援】（23ページ）

知的障害者入所更生施設における地域移行支援の取組である「自活訓練事業」については、その成果が表われるよう、都独自の支援策を講じる必要がある

「自活訓練事業」終了後、移行先のグループホームを速やかに確保するため、自活訓練終了者の利用枠を優先的に確保する仕組みが必要

【都外の知的障害者入所更生施設利用者の地域移行支援】（24ページ）

都外施設利用者については、施設所在地のグループホーム利用のほか、都内のグループホームへの優先的な受入れ促進策を講じる必要がある

都内に移り住むことを希望する者と受入れ可能なグループホームとをマッチングするコーディネート機関を常設することが必要

都外施設利用者の地域移行に伴い生じた利用枠を施設所在地の利用者に還元するほか、都外施設をグループホーム、通所施設、高齢者施設等に転換することを検討

【精神障害者の退院促進支援】(25 ページ)

約 5,000 人とされる、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院促進を強力に推し進めていくため、都は、都道府県地域生活支援事業の「精神障害者退院促進支援事業」に積極的に取り組むべき

【一般住宅への移行支援】(25 ページ)

入所施設や病院からグループホーム等への移行にとどまらず、グループホーム等から公営住宅や民間賃貸住宅等の一般住宅への移行等も視野に入れ、地域で短期間の滞在を経験できる自立生活体験の場を整備するとともに、サービスの利用支援や随時の見守り等の支援を継続的に行う「居住サポート事業」に、区市町村が主体的に取り組むよう、都が積極的に支援していくことが必要

【重症心身障害児の家庭への移行支援】(26 ページ)

出生後、入院生活を継続している重症心身障害児が家庭での介護に移行するため、重症心身障害児施設の職員が、家族に対して、また、地域の医療機関、訪問看護ステーション、通園施設等の療育機関、保健所・児童相談所などに対して、専門知識や療育技術の提供及び地域の社会資源に関する情報提供を行うことが必要

(2) 地域生活を支え、生活の質を高める支援体制の整備(27～39 ページ)

ア 相談支援体制の整備(27 ページ)

自立支援法に定める都道府県地域生活支援事業のうち、専門性の高い相談支援事業である「障害児等療育支援事業」により、地域の療育機能に対する専門的支援を実施

一方、在宅の重症心身障害児者や知的障害児者と家族に対する療育相談・療育指導などは、市町村地域生活支援事業の相談支援事業の実施体制を確保し、機能を強化

相談支援事業は地域生活支援の基幹的事業であり、区市町村は相談支援体制の整備・充実に積極的に取り組むことが必要

【障害者の権利擁護に関する相談支援】(28 ページ)

相談支援事業には、障害者本人に対する虐待防止を含む権利擁護に関する専門相談・支援の機能が求められており、障害者が成年後見制度を活用しやすくするため、都は、区市町村が「成年後見制度利用支援事業」に取り組むよう働きかけることが必要

【発達障害者に対する支援】(29 ページ)

都が平成15年1月に開設した「東京都発達障害者支援センター」を都道府県地域生活支援事業の中核として位置付け、区市町村の相談支援機関をはじめ療育施設や大学病院・医療機関など多様な相談支援機関とのネットワークを構築することが重要

都の心身障害者福祉センターや総合精神保健福祉センターなどが地域機関の職員に対する発達障害の理解や相談・支援の実践に関わる研修に取り組むことが必要

【高次脳機能障害者に対する支援】（30 ページ）

都は、高次脳機能障害者の社会生活・地域生活上の支援ニーズの調査を実施し、その結果を、相談支援や生活支援などの施策の構築に十分活用することが必要

都の心身障害者福祉センターなどを拠点として、高次脳機能障害者に対する専門的相談、自治体職員やサービス事業者等に対する研修等を実施することが必要

イ 日常生活を支えるサポート体制の整備（31 ページ）

【介護・介助サービスと外出支援】（31 ページ）

重度障害者の訪問系サービスの利用については、区市町村において適正な支給決定手続により真に必要と認められた支給量が確保されるよう、「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の活用などにより、都は区市町村を支援することが必要

【コミュニケーション支援】（31 ページ）

区市町村は基本的な技術の習得に係る人材養成と人材派遣を担い、都は、一定水準以上の技術の習得に係る人材養成・人材派遣を担うことが必要

【ショートステイ】（33 ページ）

区市町村は、3か年プラン（3年間で170人増）を活用し、精神障害者と重症心身障害児者を含め、ショートステイ事業の利用を確保することが必要

【地域医療サービス】（33 ページ）

精神障害者や重症心身障害児者が安心して地域で生活できるよう、訪問看護ステーションの看護師に対し、障害特性や医療ニーズの理解を促進することが大切

ウ 新たな事業体系への移行を踏まえた「日中活動・社会体験の場の整備」（34 ページ）

都は、3か年プランにより、新たに精神障害者と重症心身障害児者の通所施設等の重点整備を盛り込み、3年間で1,600人増を図る

【新たな事業体系への移行促進】（35 ページ）

自立支援法では、日中活動や社会体験の場について、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇成型・非雇成型）及び地域活動支援センターの新たな事業体系に基づく通所事業へ移行させることとした。

区市町村は、中期的な将来推計に基づいて、既存の日中活動や社会体験の場の支援機能別再編整備に主体的に取り組み、障害福祉計画に明示することが重要

【小規模作業所等の法内化の促進】（36 ページ）

法定外事業である小規模作業所や共同作業所についても、法人格の取得と新たな事業体系に基づく通所事業への移行が求められており、3か年プランで、移行に伴う施設・設備整備の特別助成を盛り込み、法内化のための支援策を講じている。

生活介護や就労移行支援等の個別給付事業への移行だけでなく、地域活動支援センタ

一事業への移行も可能となるよう、都の助成策を早急に検討することが必要

都は、新事業体系に移行後、重度障害者の社会参加の支援、一般就労への移行促進、工賃水準の向上などサービスの質を維持・向上させるための支援策を検討すべき

【地域における重症心身障害児者通所事業の整備】（36 ページ）

これまで都が中心に整備してきた重症心身障害児者通所事業は、今後は区市町村が計画的整備に取り組むよう、3 か年プランにより地域施設活用型通所事業の整備を推進

手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を対象とする通所事業についても、社会福祉法人などの活用により、可能な限り身近な地域に展開していくことが必要

エ 地域生活支援型入所施設の整備（37 ページ）

地域生活支援型入所施設の新たな整備については、都内の未設置地域において、専門的支援の必要性や緊急性が高い最重度・重症者を受け入れるなど真に必要な場合に限り認めることが必要

一方、従来型の入所施設においても、入所者の地域生活への移行を促進するとともに、在宅障害者へのサービス提供に取り組む「地域生活支援型入所施設」への転換を図るよう、都は区市町村の施策を支援することが必要

都は、グループホームの重点的整備を進めつつ、中期的展望に立って、知的障害者入所更生施設の定員を計画的な縮小に向けた基本方針を打ち出すことが必要

2 障害者の働く機会を保障する就労支援施策の推進（40～46 ページ）

(1) 障害者が当たり前になれるための支援（40～45 ページ）

都内の公共職業安定所における新規求職者数と就職件数について、12年度と17年度を比較すると、知的障害者で1.4倍程度、精神障害者では3倍近くに増加。知的障害者と精神障害者の働きたいという意欲と一般就労の機会が高まりつつある。

ア 企業等が障害者雇用に積極的に取り組むよう支援する施策（41 ページ）

企業等が障害者雇用に積極的に取り組めるよう支援するため、区市町村障害者就労支援事業の支援者に、障害者雇用の経験のある企業の出身者を活用することが有効であり、「企業支援コーディネーター」の配置を進めることが必要

一定数以上の障害者を雇用するなど障害者を積極的に雇用する企業等に対し、東京都が行う入札に当たって優先的取扱いを行うなどの優遇措置を推進することが必要

イ 障害者の働く意欲や力を高めるエンパワメントに向けた支援策（42 ページ）

【体験型職場実習制度の整備】（42 ページ）

企業等での一般就労の体験がない、企業等で働くイメージが持てない障害者にとっては、実際に企業等における職場体験をする機会が必要

職場体験を積み重ねることにより、本人の職業適性を把握するとともに、体力、業務遂行能力、職場におけるコミュニケーション能力を高め、一般就労への移行を目指すための仕組みとして、企業等における「体験型職場実習制度」を整備することが必要

都は、福祉、労働、教育等の関係部局の連携・協力の下、受入態勢の整備に努め、都庁の庁舎内で障害者の体験型職場実習の取組を拡充していくことが大切

ウ 福祉施設における就労から一般就労への移行を促進する施策（44 ページ）

【就労移行支援事業の実施に向けた福祉施設の取組】（44 ページ）

自立支援法に定める就労移行支援事業は、2年間で一般就労への移行に向けた支援を行う事業であるが、安心して働き続けられるための継続的支援が必要であるため、区市町村障害者就労支援事業の支援者との協働・連携が不可欠

就労移行支援事業に取り組む施設職員が、企業内通所授産事業や就労移行支援プログラムを活用することが重要

(2) 福祉施設の経営改革（45～46 ページ）

自立支援法では、これまでの施設利用者の低額な工賃を引き上げるために、就労継続支援事業A型（雇成型）を規定したが、これを実現するため福祉施設の経営改革が必要

経営改革の取組は、企業における経営体質の改善や商品開発のノウハウに学ぶところも大きく、経済団体や企業等と連携して福祉施設の経営改革を支援することが必要

都は、通所授産施設等における設備投資など、生産性を向上させるための支援策を重点的に講ずることが必要

第4章 障害保健福祉施策と教育、労働、住宅、まちづくりの施策の連携（47～59 ページ）

1 ライフステージに即した支援体制整備の推進（47～54 ページ）

ア 乳幼児期（48 ページ）

乳幼児期から学齢期への円滑な移行に向けて、区市町村を基礎的な単位として、療育機関（通園施設、発達相談支援機関等を含む。）、保育所、幼稚園、小・中学校等の職員が児童の保護者とともに作成した「就学支援計画」を基に相談支援の体制整備に取り組むことが必要

盲・ろう・養護学校が特別支援教育のセンター的機能を発揮するため、その中心となる特別支援教育コーディネーターの育成が重要

イ 学齢期（48 ページ）

【児童・生徒一人ひとりに応じた教育の推進】（48 ページ）

小・中学校や盲・ろう・養護学校において、保護者からの意見等を踏まえて作成する「個別指導計画」に基づき、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた専門的指導を一層充実させることが大切

さらに、乳幼児期から学校卒業後までを視野に入れた、一貫性のある支援を行うことを目的とした「個別の教育支援計画」の策定・実施に当たり、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携による効果的な支援体制整備を推進することが必要

盲・ろう・養護学校は、地域の保健・医療、福祉、労働等の関係機関や小・中学校等への支援を行うセンター的機能を発揮することが求められているため、個々の教員の専門性を一層向上させることが重要

【職業的自立に向けた職業教育の充実】（50 ページ）

都は、新たに知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部を設置し、職業学科等における職業教育の充実を通じて生徒全員の企業就労を目指しているが、授業科目（職業系列・コース）については、常に社会状況に即した継続的な見直しが必要であり、地域や企業からの意見を学校運営に反映していくことが必要

現在、盲・ろう・養護学校では、学齢期から社会参加期への円滑な移行を支援するための「個別移行支援計画」の作成が進められているが、この内容を充実していくため、区市町村を単位とした支援ネットワークによる継続的な支援体制の整備が重要

【学齢期等における心のケア】（51 ページ）

都の総合精神保健福祉センターでは、精神科デイケア事業の一環として本人グループ活動を実施し、思春期・青年期における心のケアに取り組んでいるが、今後は、精神科医師、精神保健福祉士等の専門職が学校等に出向いて判断・助言を行う、教育関係機関への支援事業を充実させていくことが必要

ウ 成年期（52 ページ）

【成年後見制度の利用促進】（52 ページ）

制度の理解不足、申立経費や後見報酬の負担能力、後見人等の担い手不足などの理由から、成年後見制度が十分活用されていないため、都は、平成17年度から「成年後見活用あんしん生活創造事業」を開始

自立支援法では市町村地域生活支援事業に成年後見制度利用支援事業を盛り込み、区市町村が成年後見の申立経費や後見人等の報酬の一部を助成する事業に補助

各区市町村においては、「成年後見活用あんしん生活創造事業」と成年後見制度利用支援事業の実施に積極的に取り組むことが重要

【当事者活動の支援】（53 ページ）

セルフヘルプ・グループの活動や当事者による支援活動は、障害者の地域生活の質の向上を図るものであり、当事者グループ等が責任を持って実施する場合、市町村地域生活支援事業の生活支援事業としてこれらの活動を支援・育成していくことが必要

2 障害者が安心して生活できる都市基盤の整備（55～59 ページ）

（1）住生活を支える基盤整備と安心の仕組みづくり（55～56 ページ）

都営住宅の障害者向け供給は、建替えに際して区市町村から基本構想や障害福祉計画

等を踏まえた要望があった場合には、車いす利用者向け住宅の供給に取り組むほか、グループホーム等の要望があった場合、可能な限り併設に努めることが必要

【公営住宅の単身入居】（55 ページ）

公営住宅法施行令の改正により身体障害者に加え、知的障害者と精神障害者の単身入居が可能となり、都営住宅においてはすでに実施されているが、区市町村が経営する公営住宅においても障害者の単身入居の機会が拡大されることを期待

【民間賃貸住宅入居支援制度】（56 ページ）

民間賃貸住宅への「あんしん入居制度」や家賃債務保証制度が障害者に適用拡大されたが、緊急時対応・電話相談を担うスタッフに対する障害者支援に関する研修等が必要

【居住サポート事業による地域居住支援の仕組みづくり】（56 ページ）

グループホームのように、世話人等による随時の生活支援や見守りが確保されていない公営住宅や民間賃貸住宅の入居者には、居住サポート事業（住宅入居等支援事業）が必要であり、各区市町村が居住サポート事業に主体的に取り組むよう、東京都が積極的に支援していくことが重要

（2）ユニバーサルデザインの理念に基づく生活環境の整備（57～59 ページ）

【ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進】（57 ページ）

すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することが重要

今後は、区市町村を単位としたユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業により、ユニバーサルデザインに基づく施設整備や移動円滑化の情報提供を具体化し、このモデル事業で得られた成果等を都内全域に普及させていくことが重要

【障害者等の移動円滑化に関する施策の推進】（58 ページ）

バリアフリー化による都市環境の整備とともに、複雑化している都内の公共交通網・道路網を自由に、安全かつ快適に移動するための情報提供と、人的支援を必要とする障害者への移動支援サービスの提供が不可欠であり、市町村地域生活支援事業の移動支援事業の従事者の養成・確保により、サービスの質・量の充実に取り組むことが必要

【福祉移動サービスの充実】（59 ページ）

公共交通機関の整備に加え、ドア・ツー・ドア型の移動サービスの充実が不可欠。NPO法人等が行う自家用有償旅客運送の登録制度が道路運送法上に規定され、各地域で多様な運行主体による質の高いサービスが提供されることが望まれる。

おわりに

都に対して、障害者自立支援法に基づく制度への移行を円滑に進めるとともに、「利用者本位の福祉改革」に即して、引き続き、独自の先進的施策に取り組むよう提案する。